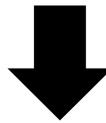


新型コロナウイルスの影響に関する主な支援策のご案内

4月23日現在

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付	
ご利用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方。
要件	(1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3カ月(最近1カ月と含む)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高
貸付限度額	6,000万円(別枠)
利率	3,000万円以内→当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36% 3,000万円超 →1.36%
貸付期間	設備資金：20年以内、運転資金：15年以内(うち据置5年以内)
担保	無担保
お問合せ先	日本政策金融公庫 山形支店 TEL：023-642-1331



特別利子補給制度	
新型コロナウイルス感染症特別貸付により貸付を行った中小企業者及び、小規模事業者(フリーランス含む)で下記の要件に該当する方	
要件	①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る)：要件なし ②小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者)：売上高▲20%減少 ※小規模事業者 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
利子補給	期間：借入後3年間 ※上記の融資限度額のうち、3,000万円以下の部分
お問合せ先	日本政策金融公庫 山形支店 TEL：023-642-1331

※上記を併用することによって「実質無利子融資」となります

(2) 新型コロナウイルス対策マル経

ご利用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で借入後3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げする。加えて、措置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。
資金の使い道	運転資金、設備資金
貸付限度額	別枠1,000万円
利率	経営改善利率 1.21%(令和2年3月10日時点)より、 当初3年間 0.31% (▲0.9%引き下げ)、4年目以降 1.21%
お問合せ先	日本政策金融公庫 山形支店 TEL: 023-642-1331 天童商工会議所 中小企業相談所 TEL: 023-654-3511

(3) 山形県商工業振興資金（地域経済変動対策資金）

ご利用できる方	県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者
要件	①新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2カ月の売上高が前年同期に比して減少することが想定される中小企業者 ②新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月の売上高が前年同期に比して <u>30%以上</u> 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して <u>30%以上</u> 減少することが想定される中小企業者 ※①、②ともに小規模企業者、個人事業主も対象です。
資金の使い道	経営の安定に必要な運転資金
貸付限度額	5,000万円以内 ※ただし、新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月の売上高が前年同期に比して <u>50%以上</u> 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して <u>30%以上</u> 減少することが想定される中小企業者として県が認定申請書を受理した方は <u>1億円以内</u>
貸付期間	10年以内(うち据置2年以内)
利率	① 年1.6%(固定) ② <u>無利子</u>
担保・保証人	金融機関の定めるところによる
お問合せ先	山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行 新庄信用金庫・山形信用金庫・北郡信用組合の県内各支店
認定機関	山形県庁（中小企業振興課） TEL: 023-630-2135

※こちらは4月23日現在の内容となりますが、変更になる可能性がありますので、下記のホームページでご確認ください。

天童商工会議所 TEL: 023-654-3511 HP: <http://tendocci.com/>

日本政策金融公庫 TEL: 023-642-1331 HP: <https://www.jfc.go.jp/>

山形県庁 TEL: 023-630-2135 HP: <https://www.pref.yamagata.jp/>